

会議名	大甕・太田地区学校適正化に係る保護者懇談会（１日目）
日時	令和８年２月２０日（金） １８：３０ ～ １９：４５
場所	大甕生涯学習センター 大会議室
参加者（庁内）	教育長、教育委員会事務局長ほか
参加者（庁外）	大甕・太田地区保護者 １７世帯２１人（オンライン参加者含む）

【説明・協議事項】

（１）大甕・太田地区学校適正化に係る市の方針などの説明

大甕・太田地区の学校適正化の方向性について、市が望ましいと考える、大甕小学校・太田小学校・原町第三中学校の組み合わせによる「施設一体型義務教育学校」及び通学区域外から通学を認める「小規模特認校制度」について説明。

（２）市の方針も踏まえた大甕・太田地区学校適正化に係る意見交換

（１）の内容も踏まえ、大甕・太田地区の学校適正化の方向性について意見交換。

①質疑応答

No	保護者からの意見	事務局からの回答
1	大甕小・原二中の学区に居住しており、再編統合の移行期に上の年齢の子が原二中に行く際、下の年齢の子が再編統合後の小学校になるが、中学校は、上の子に合わせて原二中に進学したい場合、それは可能なのか。	通学区域については、現小学校の通学区域を維持するとともに、小中一貫教育を実施することから、基本的には後期課程においても引き続き通学していただくことを基本として考えているところであるが、中学校の通学区域の一部が原町第二中学校の区域となっていることから、各家庭の事情を考慮し、段階的な見直しも含め区域外就学の要件を検討する必要があると考えている。詳細な通学区域については、学校適正化の方向性決定後に準備協議会で検討協議を行うことになるが、そこで区域外通学の該当要件になるとなれば、上の兄弟に合わせた原二中への進学が可能になると考えている。
2	９年間の義務教育学校となった時に、前期課程修了後、別の中学校に進学する場合、学習進度が変わることはあるのか。	義務教育学校となった場合でも、教えなければならない内容は同じであり、例えば、義務教育学校の前期課程（※１）は小学校１年生から６年生に該当するが、そこで教えなければならない内容は通常の小学校と同じであることから、途中で他の中学校に進学する場合でも、学習の進度に問題はないと捉えている。 ただし、学校独自で進める探究や総合の時間に関しては、それぞれの学校が課題解決のために実施していることから、異なる部分がある。

No	保護者からの意見	事務局からの回答
3	関係者の協議会はどのようなメンバーで構成されているのか。また、懇談会の内容を踏まえて協議会が開催されると思うが、保護者や地域住民からどのように意見を吸い上げるのか。	メンバーについては、地域の代表として、大甕地区行政区長会、太田地区行政区長会の会長の2名、大甕小学校、太田小学校、原町第三中学校のPTA会長及び副会長各1名ずつの計6名、大甕地区の未就学児保護者の代表2名、太田地区の未就学児保護者の代表2名という形で構成され、現在の協議会の委員は12名となっている。加えて、各校の校長にオブザーバーという形で入っていただいている。また、今後の流れとして、意識調査や保護者懇談会でいただいたご意見を踏まえて検討協議会で方向性を協議し、検討協議会として一定の方向性が見えてきた場合、その方向性について、再度保護者及び地区の方に説明する機会を設けさせていただく。その中でご意見をいただき、再度検討した上で方向性を決めていく流れとなる。そこで義務教育学校設立の方向性となれば、義務教育学校の設立に向けた検討を進めていくという流れになるため、今の段階でしっかりとご意見を伺いたいと考えている。
4	小中一貫となることで、先生の業務量が増えたり、それにより子どもと関わる時間が少なくなったりすることはないのか。	例えば、小学校の先生は、朝から子どもが帰るまで一緒にいることから、次の授業の準備をする時間が取れないことで、退勤が遅くなるという実態を伺っている。それが義務教育学校になると、後期課程（※2）の先生が小学校の授業の一部に入ること、小学校の先生に空き時間ができ、次の授業を準備する時間が確保できるようになる効果が期待される。ただし、義務教育学校設立直後は一時的に負担が増えることも想定されるため、そういったところを少しでも軽減できるよう、準備期間の中で調整させていただき、教育委員会としてもサポートしていく。

No	保護者からの意見	事務局からの回答
5	現在南萱浜に居住しており、原二中と原三中どちらに通学するか選べると聞いたことがあるが、大甕小学区のうち、原二中の学区が北萱浜と北原の一部となっていることから、南萱浜は選べる場所ではないのか確認したい。	通学区域については、小学校ごとに割り当てになっているため、自由に選択できるものではないが、一部過去に学区の見直しがあったところがあり、そちらについては少し柔軟性を持たせていたところがあった。伺っていた話はその件ではないかと思うが、基本的には決められた通学区域の学校に入らせていただくことになる。 なお、区域外就学という制度があり、家庭の事情等、区域外就学が認められる理由に該当するときには、他の学区の学校に行くことができるということもあるが、自由に選択できるというわけではない
6	現在の大甕小学校、太田小学校の人数を足しても適正規模にはならず、原二中に進学する子が出てくることを考えると、小中一貫校にしたとしても、人数が尻すぼみになってしまうのではないかと懸念がある。例えば、学区の割り振りを見直して、原二中と原三中を一緒にするというような考えはないのか。	今回市が提案する再編統合をしても適正規模にはならないというのはその通りであるが、方向性の検討においては、適正規模だけでなく、これまで学校が行ってきた教育活動や地域の特性を勘案して検討することが重要と捉えている。現在は適正化計画で、各地区に学校が必要という観点から、中学校同士の統合は検討していない状況もあり、大甕・太田地区に学校を残すという点も踏まえ、ご提案させていただいたところである。
7	校舎が原三中の位置になると、萱浜や北原周辺の人は、通学距離が遠くなってしまう。そうすると、原一小や高平小に通わせ、中学校は友達と行ける原二中に通わせるという考えの保護者も増えるのではないのか。	市の考えとしては、大甕・太田地区に学校を残し、その中で、小学校と中学校について同じ学区にしたいと考えている。ただし、原二中学区に係る部分については、区域外就学等の対応ができるような形で進めたいと考えている。通学距離が延びることについては、児童生徒保護者の負担が増えないよう対応したいと考えており、市では通学距離が適正配置基準を超える場合、通学に要する経費の助成やスクールバスの一部運行をしている状況もある。併せて通学路の安全確保にも引き続き努めていく。 義務教育学校設立の方向性となった場合、協議会において通学距離が延びることへの対応策についても検討していく。

(※ 1) 義務教育学校における小学校段階（１年生～６年生）のこと。

(※ 2) 義務教育学校における中学校段階（７年生～９年生）のこと。

No	保護者からの意見	事務局からの回答
8	通学場所が変更になると通学距離が延び、国道6号線を渡る必要がある。そうすると、道路の下のトンネル等の安全なルートは遠回りになり、最短距離で行こうとすると、狭い農道などを通ることになる。大きな道路を渡っていくと遠回りになってしまうことから、スクールバスや陸橋などの対策を検討する場を設けていただき、子どもたちの通学路の安全についてお願いしたい。	通学路の安全確保や通学支援について、しっかりと対応・検討していかなければならないと考えている。地域の方や保護者の方から意見を伺いながら、丁寧に検討を進め、対応していきたいと思う。

【決定事項・今後の対応など】

いただいた意見については、検討協議会へ報告し、適正化の方向性検討の参考とする。